

# 資料編

## 資料編 目次

江南市環境基本計画諮問・答申	78
江南市環境基本計画策定体制	80
江南市環境基本条例	84
市の環境	88
環境に関する市民アンケート調査結果の概要	101
環境基準	114
用語集	120

資 料 編

江南市環境基本計画諮問・答申

---

< 諮 問 >

江環発第663号  
平成13年12月20日

江南市環境審議会  
会長 楓 健年 殿

江南市長  
大池 良平

江南市環境基本計画素案について（諮問）

江南市では、第4次江南市総合計画において「生活環境創造都市」を基本理念とし「水と緑を生かし 愛と活力あるまち 江南」を将来像として掲げ、良好な環境の保全と創造を目指しております。この基本理念を基に、江南市環境基本計画の策定を進めているところです。

このたび、江南市環境基本計画素案を取りまとめることができましたので、江南市環境審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

< 答 申 >

平成 14 年 3 月 8 日

江南市長 大池良平 殿

江南市環境審議会  
会長 楓 健 年

江南市環境基本計画について（答申）

平成 13 年 12 月 20 日付け、江環発第 663 号で諮問のありました「江南市環境基本計画（素案）」について、本審議会で慎重に審議した結果、別紙計画書のとおり答申します。

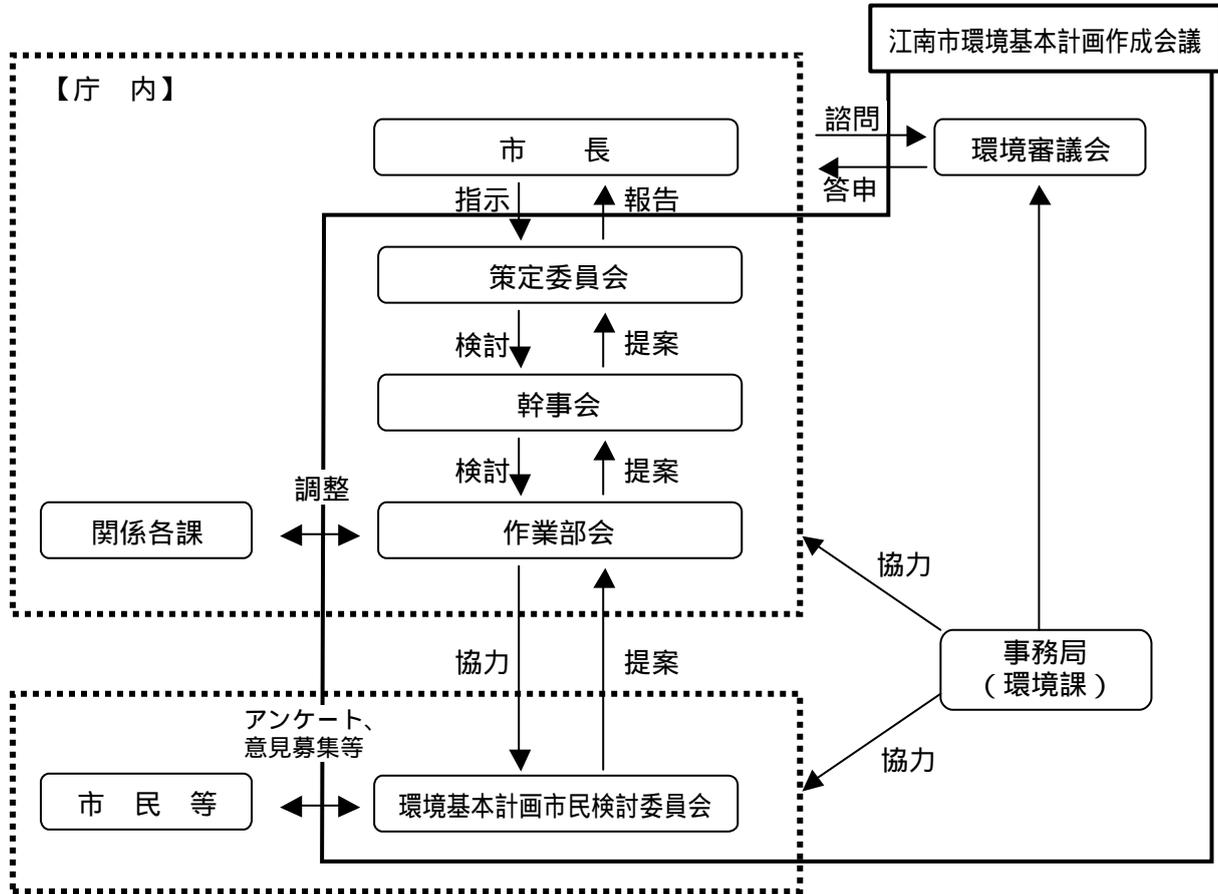
本計画は、望ましい環境像を「ひと・まち・自然にやさしさと責任を持ち 先駆ける生活環境創造都市」と掲げ、4 つの環境目標、26 の基本的取り組みを設定し、江南市の施策を環境面から横断的に捉え、環境行政を総合的かつ計画的に推進する計画として妥当であるとの結論に達しました。

また、今後望ましい環境像を実現するため、市・市民・事業者のそれぞれが主体となって取り組むことは責務であるが、市においては、全庁的かつ積極的な推進と財政的措置を図り、計画の実現に向けて努力されるよう要望するとともに、特に下記のこと配慮し、適切な措置を講じられることを求めます。

記

- 1 市は、市民・事業者計画の概要版等を配布するなどして、環境基本計画の普及・啓発・推進に努めること。
- 2 市民・事業者・市の連携と全員参加による取り組みには、環境情報の共有が重要であることから、市はその提供に関する体制の充実に努めること。
- 3 計画の進行管理を着実に実施するとともに、市を取り巻く環境状況の変化に応じて、適宜、計画の見直しを行うこと。

# 江南市環境基本計画策定体制



環境基本計画策定体制

< 委員名簿 >

環境審議会委員

区分	氏名	所属等
会長	楓 健 年	愛知県消費者団体連絡会（学識経験者）
副会長	野 田 泰 義	事業者代表（各種団体など）
委員	磯 島 知 行	一般公募
"	伊 藤 裕	中部リサイクル運動市民の会（各種団体など）
"	今 井 祐 天	曼陀羅寺住職（学識経験者）
"	牛 山 正 人	一宮工業高等学校（学識経験者）
"	宇 野 和 明	愛知江南短期大学（学識経験者）
"	大 森 政 文	一般公募
"	片 平 博 己	江南市青年会議所（各種団体など）
"	倉 地 勝	事業者代表（各種団体など）
"	後 藤 昭 辞	事業者代表（各種団体など）
"	武 田 泰 幸	一般公募
"	三 澤 高 明	
"	（平成12年度）	江南保健所（関係行政機関）
"	原 田 明 郎	
"	宮 下 勝 子	江南市女性連絡協議会（各種団体など）
"	望 月 晴 夫	一般公募

（敬称略・50音順）

環境基本計画市民検討委員会委員

区分	氏名	所属等
委員	岩 井 喜美子	江南生活環境を良くする会 県地域環境保全推進委員
"	岩 本 文 子	こうなん消費生活を考える会
"	川 瀬 正 子	江南市ふじの実会
"	栗 本 明 美	県地域環境保全推進委員
"	高 良 安 雄	彩鳥会 すいとびあ江南 バードウォッチング教室講師
"	滝 待 子	消費生活モニター
"	中 山 脩	江南ホテル研究会
"	馬 場 美喜代	消費者グループ・タンボポ
"	丸 山 隆 義	11年度市政モニター
"	宮 崎 吉 雅	県地域環境保全推進委員

（敬称略・50音順）

環境基本計画策定委員会

環境基本計画策定委員会委員					
委員長	助 役	三 輪	初 昇		
副委員長	経済環境部長	伊 藤	敏 行		
委 員	市長公室長	陸 浦	歳 之		
"	総務部長	松 岡	清 司		
"	健康福祉部長	加 藤	金 三		
"	建設部長	岩 田	作 一		
"	水道部長	加 藤	一 朝		
"	議会事務局長	尾 関	正 之		
"	教育次長	苅 谷	洋 司	津 田	喜代治（平成12年度）
"	消防長	栗 木	伸 高		
環境基本計画幹事会委員					
委員長	環境課長	矢 田	和 男		
委 員	秘書人事課長	安 達	秀 正		
"	企画課長	日 比 野	二 三 夫		
"	財政課長	船 橋	憲 次		
"	行政課長	伊 神	喬		
"	生活交通課長	安 達	一 徳	苅 谷	洋 司（平成12年度）
"	健康衛生課長	田 中	正 博		
"	福祉課長	中 西	宏		
"	商工観光課長	古 田	和 夫	尾 関	元 親（平成12年度）
"	農政課長	武 田	能 則		
"	土木課長	千 石	利 男		
"	建築課長	尾 関	元 親	鈴 木	慶 持（平成12年度）
"	都市計画課長	平 塚	正 勝		
"	公園緑地課長	小 島	敏 朗		
"	下水道課長	佐 橋	純 照		
"	水道課長	鈴 木	慶 持	樋 田	勝（平成12年度）
"	学校教育課長	服 部	隆 信		
"	生涯学習課長	大 池	和 弘		
環境基本計画作業部会委員					
部会長	環境課	鶴 見	昌 司		
委 員	秘書人事課	滝	正 直		
"	企画課	三 輪	美 吉		
"	財政課	尾 関	晴 紀		
"	行政課	長 谷 川	雅 洋		
"	生活交通課	寺 沢	照 義	成 瀬	精 廣（平成13年10月まで）
"	健康衛生課	江 端	義 人	大 脇	益 男（平成12年度）
"	福祉課	箕 浦	規 師		
"	商工観光課	小 沢	敏 信		
"	農政課	大 沢	嘉 昭		
"	土木課	広 瀬	佳 克	佐 橋	進次郎（平成12年度）
"	建築課	清 水	建	林	則 夫（平成12年度）
"	都市計画課	中 島	利 之		
"	公園緑地課	増 田	義 光	長 谷	俊 康（平成12年度）
"	下水道課	平 松	和 伸		
"	水道課	前 田	文 雄		
"	学校教育課	杉 浦	弘 邦	清 水	建（平成12年度）
"	生涯教育課	大 島	茂 樹	宮 田	定 則（平成12年度）

< 会議の経過 >

会議の開催日と議題

開催日	会議名	主な議題
平成 12 年 10 月 12 日	第 1 回市民検討委員会	「環境基本計画策定事業の概要について」
10 月 23 日	第 2 回市民検討委員会	「アンケートの調査項目について」
11 月 17 日	第 1 回環境審議会	「環境基本計画策定事業の概要について」
平成 13 年 1 月 16 日	第 1 回作業部会	「環境基本計画策定事業の概要について」 「環境基礎調査中間報告について」
1 月 17 日	第 3 回市民検討委員会	「環境基礎調査中間報告について」 「アンケートの結果について」 「課題の抽出・整理」
1 月 24 日	第 2 回作業部会	「課題の抽出・整理」
1 月 31 日	第 1 回幹事会	「環境基本計画策定事業の概要について」 「環境基礎調査中間報告について」 「アンケートの結果について」 「課題の抽出・整理」
3 月 17 日	第 4 回市民検討委員会	「課題の抽出・整理」 「アンケートの結果について」 「望ましい環境像、環境目標の検討」
3 月 28 日	第 2 回環境審議会	「環境基礎調査の報告について」 「課題の抽出・整理」
4 月 20 日	第 3 回作業部会	「環境基礎調査の報告について」 「望ましい環境像、環境目標の検討」
5 月 8 日	第 2 回幹事会	「望ましい環境像、環境目標の検討」 「環境基礎調査の報告について」 「課題の整理」
5 月 17 日	第 1 回策定委員会	「望ましい環境像、環境目標の検討」 「環境基礎調査の報告について」 「課題の整理」
5 月 30 日	第 5 回市民検討委員会	「望ましい環境像、環境目標の検討」 「環境学習会」
5 月 30 日	第 4 回作業部会	「環境学習会」
6 月 26 日	第 6 回市民検討委員会	「施策について」 「主体別、地域別環境配慮指針の検討」 「推進体制の検討」
6 月 27 日	第 3 回環境審議会	「望ましい環境像、環境目標について」
7 月 19 日	第 3 回幹事会	「望ましい環境像、環境目標について」 「施策の検討」 「主体別、地域別環境配慮指針の検討」 「推進体制の検討」
8 月 6 日	第 7 回市民検討委員会	「指標と目標値の検討」
8 月 30 日	第 4 回幹事会	「施策の検討」 「指標と目標値の検討」
10 月 11 日	第 2 回策定委員会	「環境基本計画素案について」
10 月 18 日	第 3 回策定委員会 第 5 回幹事会	「環境基本計画素案について」
11 月 1 日	第 4 回策定委員会 第 6 回幹事会	「環境基本計画素案について」
11 月 20 日	第 4 回環境審議会	「環境基本条例（案）について」 「環境基本計画素案について」
12 月 20 日	第 5 回環境審議会	「環境基本計画素案について」（諮問） 「環境基本計画市民公開について」
平成 14 年 1 月 15 日	-----	「素案の公開」（1 月 31 日まで）
2 月 13 日	第 8 回市民検討委員会	「環境基本計画素案の修正について」
2 月 19 日	第 5 回策定委員会 第 7 回幹事会	「環境基本計画素案の修正について」
2 月 21 日	第 6 回環境審議会	「環境基本計画素案の修正について」
2 月 28 日	第 7 回環境審議会	「環境基本計画の最終確認について」
3 月 8 日	-----	答申（会長のみ）

## 江南市環境基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条 - 第6条）

第2章 基本的施策（第7条 - 第10条）

第3章 総合的推進のための施策（第11条 - 第14条）

第4章 効果的推進のための施策（第15条 - 第19条）

第5章 江南市環境審議会（第20条 - 第25条）

#### 附則

江南市は、木曽川の恩恵と肥沃な土壌に恵まれて、水と緑が豊富な地として、豊かな自然環境のもと、先人の絶え間ない努力により発展を遂げてきた。

しかしながら、今日の都市の繁栄は大量の資源やエネルギーの消費をもたらすこととなり、環境への負荷が増大し、身近な自然も減少させながら社会経済活動や日常生活を営んできた。

今日の環境問題が、地域のみにとどまらず地球規模の広がりを見せ、ますます複雑、多様化する中で、これまで以上に環境への配慮を基本とした都市づくりを、総合的に推進していくことが、私たちに強く求められている。

すべての市民は、安全かつ健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない環境の恵みを享受する権利を有するとともに、このかけがえのない地球の環境の恵みを将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

私たちはこのような認識の下に、地球の環境を守るため、環境の尊さに目覚め、環境に対し調和と節度の心をもって、行動しなければならない。このために、より一層英知を傾け、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に努め、環境にやさしく快適でうるおいに満ちた江南市を実現していくため、この条例を制定するものである。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

#### （基本理念）

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全等に関する行動が、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行われるようになることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全等に関する施策を策定及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 基本的施策

(快適な環境の確保)

第7条 市は、水辺の整備、都市の緑化、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、動植物の生育環境等に配慮することにより、森林、農地、河川等における自然環境を適正に保全及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公園、緑地、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

(公害の防止及び廃棄物の減量等)

第8条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の減量、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第9条 市は、地球環境の保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関して必要な施策を推進するものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての関心と理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、及び環境学習が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

資料編

第3章 総合的推進のための施策

(環境基本計画の策定)

第11条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、江南市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

(2) 環境の保全等に関する施策の基本的方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映する措置をとるとともに江南市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の実施に当たっての措置)

第12条 市は、前条の環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等と環境基本計画との整合)

第13条 市は、自らの施策を策定又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

(年次報告書の作成、公表等)

第14条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第4章 効果的推進のための施策

(開発事業等に係る環境への配慮の推進)

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりその事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第16条 市は、環境の状況その他の環境の保全等に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全等に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究)

第17条 市は、環境の状況の把握並びに環境の保全等に関する施策の推進に必要な調査及び研究に努めるものとする。

(市民等の自主的活動の促進)

第18条 市は、市民及び事業者が自主的に行う再生資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第19条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第5章 江南市環境審議会

(設置)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、江南市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

( 所掌事務 )

第 21 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的かつ重要な事項

( 組織 )

第 22 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、環境問題について学識経験のある者、各種団体を代表する者等のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 23 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

( 庶務 )

第 24 条 審議会の庶務は、経済環境部環境課において処理する。

( 委任 )

第 25 条 第 20 条から前条までに定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行の日において、現に江南市環境審議会委員の身分を有する者は、この条例の規定に基づき任命された委員とみなす。

( 江南市環境審議会条例の廃止 )

3 江南市環境審議会条例(平成 12 年条例第 35 号)は、廃止する。

## 市の環境

### < 社会環境 >

#### 1. 市の位置及び沿革

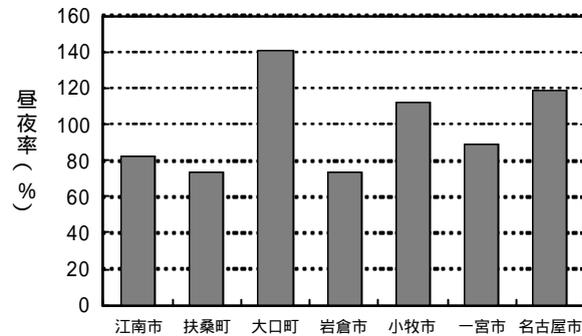
本市は濃尾平野の北部、木曽川の南岸に位置し、名古屋市から 20km 圏にあり公共交通機関で約 20 分で結ばれているなど利便性が高いことから都市化が進み、愛知県尾張北部の主要都市となっています。

昭和 29 年に丹羽郡古知野町・布袋町、葉栗郡宮田町・草井村の 4 ヶ町村の合併により江南市が発足しました。

#### 2. 人口

本市の人口は着実に増加を続けており、平成 13 年 4 月 1 日現在で 98,161 人です。

昼夜別の人口を見ると、本市は夜間の人口より昼間の人口が少ないベッドタウンです。平成 7 年の昼夜率（昼間人口 / 夜間人口 × 100(%)）は約 82%で、これは周辺市町と比較すると低い方になります。



注：平成 7 年 10 月 1 日現在

資料：「平成 12 年度刊 愛知県統計年鑑」

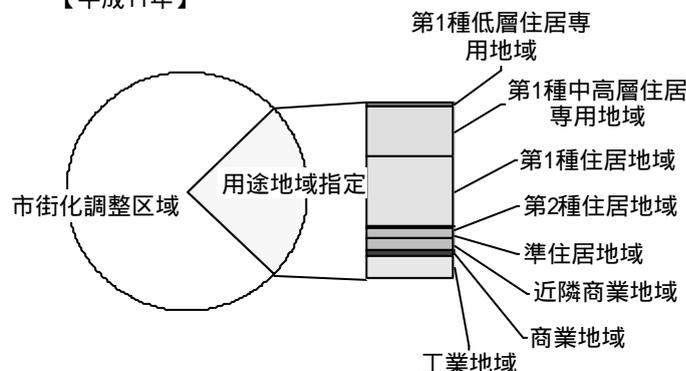
昼夜率の比較

#### 3. 土地

本市は全域が都市計画区域に指定されており、そのうち 24%にあたる 734ha が市街化区域であり、用途地域が指定されています。用途地域は主に市中心部に分布しており、第 1 種住居専用地域と第 1 種中高層住居専用地域が市域の 17%を占めています。

地目別土地面積をみると、最近の 20 年間で田畑は全体の約 4 割が減少し、宅地化が進んでいます。

【平成 11 年】

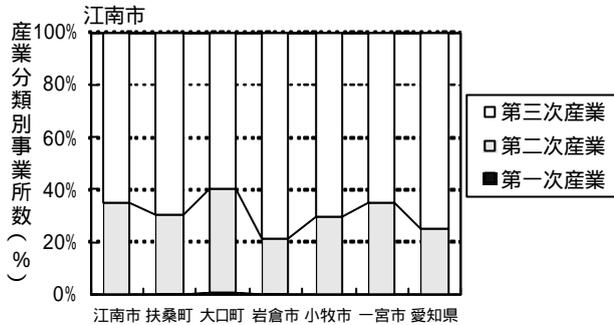


資料：「こうなんの統計 平成 13 年版」  
(平成 13 年 12 月 江南市)

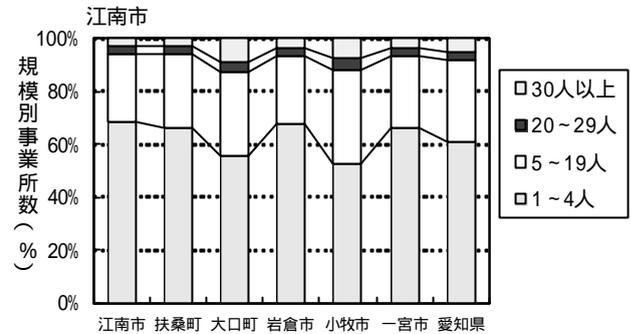
用途地域別面積の割合

#### 4. 産業

本市の事業所は60%以上が第三次産業ですが、製造業を中心とする第二次産業の割合は周辺市町や愛知県と比べて高い傾向にあります。農業などの第一次産業の事業所はわずかです。第三次産業の事業所は主に卸売・小売店、飲食店、サービス業です。また、従業員数が1～4人の小規模の事業所の割合が、周辺市町や愛知県と比べて高くなっています。



資料：「平成12年度刊 愛知県統計年鑑」



資料：「平成12年度刊 愛知県統計年鑑」

#### 産業分類別事業所数の比較

#### 規模別事業所数の比較（民間）

商業では、年間商品販売額が増加していますが、事業所数が減少しています。大規模小売店舗が進出しており、本市の売り場面積の56%を占めています。

工業では、製造品出荷額は横ばい傾向ですが、事業所数が減少しています。現在、2箇所の工業適地に企業を誘致しています。

農業では、ダイコン、ハクサイを中心とした露地野菜、施設野菜、畜産、花きを中心とした農業を行っています。農家数は昭和60年から平成7年の間で約30%に減少しています。

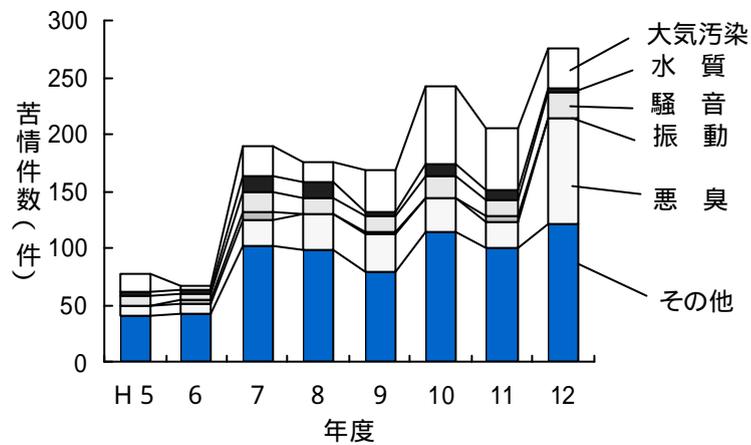
資料編

< 生活環境 >

1. 公害

1.1 苦情件数

平成7年以降、公害に関する苦情が増えています。なかでも、野焼きや簡易焼却炉の使用による大気汚染や悪臭に関する苦情の割合が増えています。平成12年度では悪臭に関する苦情が大きく増えていました。また、その他として雑草・雑木、害虫、電波障害などの典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）以外の公害の苦情が多くなっています。



注：土壌汚染に関する苦情は平成5年度、11年度、12年度に各1件であり、その他に含めた。

資料：「こうなんの統計」平成10年版～平成12年版（江南市）、環境課資料

公害に関する苦情の推移

## 1.2 大気質

大気汚染については、古知野町花霞の1地点で調査を行っています。平成7年度からの調査結果を見ると、光化学オキシダントが毎年環境基準を達成しておらず、浮遊粒子状物質も環境基準を超えることがありました。二酸化硫黄は平成12年度のみ1時間値が環境基準を超えることがありました。二酸化窒素は過去5年間すべて環境基準を達成しています。

大気汚染物質の推移

項目	単位	平成	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	環境基準
		7年度						
二酸化硫黄	年平均 (ppm)	0.006	0.006	0.006	0.005	0.006	0.007	-
		0.011	0.011	0.011	0.009	0.010	0.015	0.04
二酸化窒素	年平均 (ppm)	0.022	0.023	0.023	0.021	0.016	0.022	-
		0.040	0.039	0.042	0.035	0.034	0.037	0.04～0.06
浮遊粒子状物質	年平均 (mg/m <sup>3</sup> )	0.041	0.044	0.046	0.046	0.040	0.042	-
		0.081	0.102	0.107	0.097	0.083	0.083	0.10
光化学オキシダント	昼平均 (ppm)	0.024	0.027	0.025	0.024	0.025	0.025	-
		0.099	0.103	0.108	0.120	0.098	0.097	0.06

測定地点：古知野町花霞

注：1. 一酸化炭素は調査していない。

2. 上段：年平均値、下段：二酸化硫黄と浮遊粒子状物質は日平均値の2%除外値、二酸化窒素は日平均値の年間98%値、光化学オキシダントは昼間の1時間値の最高値を示す。

3. 環境基準は、1時間値の1日平均値を示す。ただし、光化学オキシダントのみ1時間値を示す。

4. 網掛けは、環境基準を超えていることを示す。

資料：「愛知県環境白書」（平成8年版～平成13年版）（愛知県）

## 1.3 水質

水質については、河川・用排水路を対象に14地点で年4回調査を行っています。平成12年度の調査結果では、青木川と般若川（般若用排水路）、日光川は、BODが環境基準や行政目標を超えることがあり、また、般若川（般若用排水路）はDOが冬季に行政目標を超えており、水質はよくありません。

河川などの水質悪化防止のため、公共下水道事業基本計画が策定され、平成14年の一部供用開始に向け、整備区域334haの污水管きよの埋設工事を推進しています。公共下水道認可区域外では、合併処理浄化槽の設置に対し補助金を交付しています。また、浄化槽の清掃に対しても助成金を交付しています。

## 1.4 騒音

騒音については、環境騒音20地点、道路に面した地域では1地点、航空機騒音は布袋北保育園の1地点で調査を行っています。平成12年度の調査結果によると、年1回行われた環境騒音の調査では、全ての地点で環境基準に適合していました。また、同様に年

資料編

1 回行われた道路に面した地域の調査では、朝・昼間・夕・夜間の時間帯で、環境基準に適合していました。航空機騒音は、年4回の調査を行い、夏季において環境基準を超えていました。

1.5 悪臭

悪臭については、事業所、家庭の浄化槽の整備不良、建築廃材などの野焼き、家庭の簡易焼却炉などによる苦情が発生しています。

1.6 地盤沈下

本市は工業用水法の揚水規制地域及び愛知県公害防止条例の揚水規制区域（第2規制区域）に含まれており、工業用水法では工業用途の井戸、愛知県公害防止条例では一般家庭を除く全用途が規制の対象となっています。

市内では16地点で地盤の標高を観測しています。地盤沈下は近年沈静化の傾向にあるものの、2～4年間隔でわずかながら沈下する地域が見られます。

1.7 ダイオキシン類

平成12年度に、愛知県などはダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気環境、水環境、土壌環境のダイオキシン類濃度を調査しました。その結果、大気環境、水環境（地下水）及び土壌環境についてはすべての地点で、また、水環境（水質）については1地点を除き環境基準値を下回りました。

ダイオキシン類環境調査結果（平成12年度）

調査項目	調査地点数 <sup>注1)</sup>	環境基準値を下回った地点数	濃度範囲	環境基準値等		
大気環境	35	35	0.089 ～ 0.37 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> (年間平均値)		
水環境	公共用水域	水質 河川	31	30	0.091 ～ 2.3 pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L (年間平均値)
		水質 海域	7	7		
	底質	河川	23	-	0.24 ～ 140 pg-TEQ/g	0.066～ 230pg-TEQ/g <sup>注2)</sup>
		海域	7	-		
	水生生物(魚類)	4	-	0.42 ～ 1.9 pg-TEQ/g	0.032～ 33 pg-TEQ/g <sup>注2)</sup>	
地下水	12	12	0.065 ～ 0.19 pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L		
土壌環境	27	27	0.0028 ～ 18 pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g		

注1)：調査地点数は、愛知県、国土交通省中部地方整備局、名古屋市、豊橋市、豊田市及びその他県内16町村などで実施した合計地点数である。

2)：水環境調査のうち、底質及び水生生物(魚類)については、環境基準が設けられていないため、環境省が平成11年度に実施した全国調査結果を記載した。

資料：「愛知県環境白書」（平成13年版）（愛知県）

## 2. 廃棄物の状況

### 2.1 ごみ処理の概要

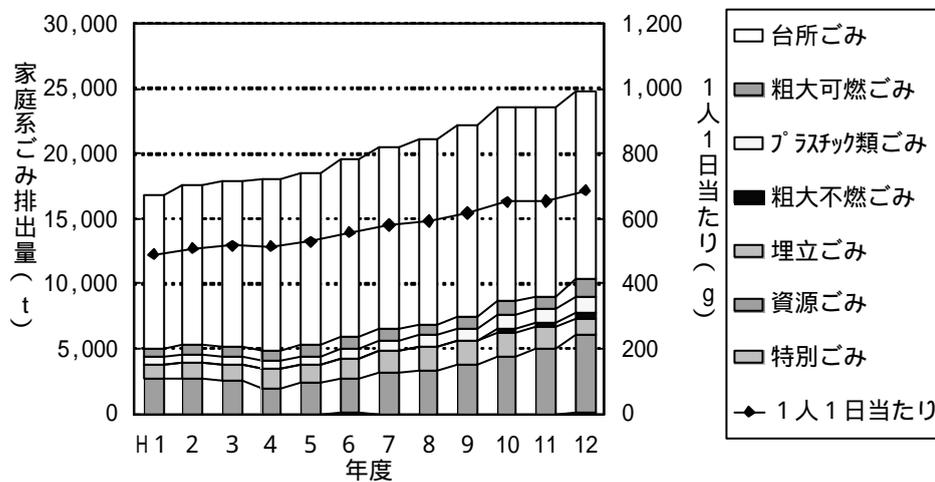
本市で収集したごみは、木曽川左岸にある本市のごみ処理施設及び大口町にある江南丹羽環境管理組合（以下「組合」と表記する。）のごみ処理施設により処理されています。

可燃ごみは組合の焼却処理施設で焼却し、焼却残渣から鉄類を回収した後、組合の最終処分場で埋立処分されます。可燃性粗大ごみについては、組合の破砕処理施設で破砕し、鉄類を回収した後、焼却処理しています。

埋立ごみは、市収集ごみの一部を市の破砕処理施設で破砕減容化すると同時に鉄類と可燃物を選別し、資源化や焼却を行い減量化を図っています。資源ごみは、紙類、布類、金属類、びん類、ペットボトル、廃食用油を回収しています。廃乾電池や蛍光灯など水銀を含むごみを特別ごみとして回収し、広域回収処理センターで適正に処理しています。

### 2.2 ごみ排出量

本市は昭和 50 年代からごみの分別、減量に取り組んでおり、平成 12 年度における 1 人 1 日当たりの排出量 686 g は、県平均の 1,071 g（平成 11 年）に比べてかなり少なくなっています。しかし、家庭から排出されるごみは近年増え続けており、1 人 1 日当たりの排出量も増え続けています。ごみの内訳では資源ごみの排出量が増加し、埋立ごみは減少しています。



資料：「平成 13 年度 清掃事業概要（平成 12 年度実績）」（平成 13 年 江南市）

### 家庭系ごみの排出量の推移

### 2.3 ごみ減量化への取り組み

分別収集についての住民指導の協力もあって、埋立ごみ量は昭和 51 年から平成 5 年度にかけて約 1/6 に減りました。さらに市・市民・事業者の三者で廃棄物減量対策推進協

## 資料編

議会を設置し、ごみ減量と再利用に関する審議を行い、啓発や広報活動などに関して具体的な取り組みを図っています。平成 8 年には電動など生ごみ処理機購入者に対する助成制度や、ペットボトルの回収を開始しました。平成 10 年にはごみ減量「57 運動」(1 日 1 人当たり 57 g の減量)を開始し、焼却ごみの減量に取り組んでいます。分別品目は、平成 13 年 4 月で 28 種になりました。

### < 自然環境 >

#### 1. 気象

平成 12 年の年平均気温は 16.3 度でした。気温の経年変化を見ると、最高月平均気温は上昇傾向、最低月平均気温は降下傾向があります。

#### 2. 地象・水象

本市は木曽川左岸の旧中洲にあたり、木曽川から流出した土砂が堆積した沖積層で覆われており、標高約 20～25m 前後の平地になっています。地形は平坦で、北東部から南西部に向かって低くなる緩やかな傾斜があります。市内の河川・用排水路は、木曽川の水が流れています。これらは北東から南西の方向に向かって流れています。

#### 3. 植物・動物

##### 3.1 植物

「江南市史 資料五 近現代編」(昭和 63 年 3 月 江南市)によると、本市の植物の状況は以下の通りです

本市では長年にわたる人間活動により、自然植生がほとんど見られません。宅地化や耕地化が進んでいますが、社寺林には多くの古木が残っています。

木曽川周辺の緑地帯では、比較的自然的に残された樹林を見ることができ、木曽川の河川敷にある自然裸地や、ヤナギ・オギ群落は、わずかではありますが、人間の手が加わらない自然の植生であるといえます。また、代償植生とはいえ、休耕田などに草本類の群落が見られます。

本市では失われていく緑の保全を図るため、昭和 50 年度より保全地区・保存樹木の指定を行い、その保存管理に一定の補助金を交付しています。

##### 3.2 動物

「江南市史 資料五 近現代編」(昭和 63 年 3 月 江南市)によると、本市の動物の状況は以下の通りです。

本市で生物相が豊かな場所は木曽川周辺で、岸辺に広がる河川敷や、川沿いに带状につながったアベマキを主とする落葉広葉樹から成り立っている雑木林が残っています。

木曽川の河川敷や川沿いの雑木林では、チョウやトンボの仲間をみることができます。木曽川周辺以外では、用水路や水田の近くでトンボの仲間や、農地の周辺で作物を餌にするチョウの仲間をみることができます。

本市でよく見かける鳥を場所別にあげると、住宅地ではスズメ、ムクドリ、ハシブトガラス、ツバメ、ヒヨドリ、モズ、草原や雑木林ではヒバリ、キジバト、ホオジロ、ツグミ、水田や河川などの水辺では、コサギ、セグロセキレイ、カルガモなどとなります。

魚類の主な生息地は木曽川や五条川などで、木曽川では、アユ、ウグイ、オイカワ(シラハエ)など、五条川ではオイカワ、カマツカ、ナマズを見かけます。

ほ乳類では、アブラコウモリ、カヤネズミなど、は虫類ではイシガメ、クサガメ、マムシ、シマヘビ、トカゲ、カナヘビなど、両生類ではトノサマガエル、ヒキガエル、イモリなどが見られます。

## < 快適環境 >

### 1. 歴史・文化

本市には文化財が 106 件あり、絵、彫刻、書などが曼陀羅寺や音楽寺をはじめとする寺社を中心に保存されています。国指定の文化財は、「木曽川堤(桜)」や「曼陀羅寺の正堂」など 5 件、県指定では「木造阿弥陀如来坐像」、「今市場の獅子芝居」など 9 件あります。

寺社は主に市の南東部に分布しており、特に布袋駅南部に集中しています。

県指定文化財の「今市場の獅子芝居」、「安良の棒の手」や、北野天神社で行われる「筆まつり」は本市の歴史を感じさせる行事です。また、季節を感じさせる藤まつりや菊まつりなどの行事が、曼陀羅寺に隣接する曼陀羅寺公園で行われています。

### 2. 景観

#### 2.1 景観資源

本市では魅力ある生活空間の創造に向けて、水と緑を基本に地域特性を生かした観光資源の整備を行ってきました。曼陀羅寺公園・久昌寺公園の整備をはじめ、「武功夜話」で語られる歴史的遺産が点在する観光スポットをネットワークしたふるさと歴史散策道を整備しました。

#### 2.2 緑地・緑化

平成 13 年 9 月現在、本市には都市公園 8 箇所 20.8ha が整備されています。市民 1 人当たりの都市公園敷地面積は、 $2.1\text{m}^2$  であり、これは全国平均  $7.9\text{m}^2$ 、県平均  $6.0\text{m}^2$  (国、県とも平成 11 年度) を大きく下回っています。また都市公園面積の大半は国営木曽三川公園であり、公園の分布には偏りがあります。

都市公園以外では、緑地が 14 箇所、児童遊園 9 箇所、遊園地が 15 箇所あります。緑

## 資料編

地は面積が 100m<sup>2</sup>未満の小規模なものが 14 箇所中 8 箇所あります。

まちの緑化に向けて、生垣設置奨励補助金制度や保全地区・保存樹木指定制度、花いっぱい運動などを推進しています。

### 2.3 市街地の景観

まちの顔ともいえる江南・布袋両駅はそれにふさわしい景観が形成されていません。また、幹線道路沿いを中心として、違法屋外広告物、空カンなどの散乱、犬のふん公害などがまちの景観を損ねています。江南駅周辺は景観上の問題などから、放置自転車禁止区域になっており、放置されている自転車・バイクには警告書を取り付け、その後移動されないものを撤去しています。

### 3. 交通の状況

公共交通機関としては、名鉄の電車・バスが営業しています。電車については、名鉄犬山線の特急が停車する江南駅と急行が停車する布袋駅があり、名古屋方面などへの広域的な足となっていますが、ここ数年は利用客が横ばいです。平成 5 年から名鉄犬山線と名古屋市営地下鉄 3 号線（鶴舞線）との相互乗り入れが実現し、利便性が向上しましたがラッシュ時は著しく混雑しています。バスについては、現在、江南駅を起点に名鉄軌道の西側のみに 7 路線（市内 2 路線・広域 5 路線）とその他一宮駅を起点とする広域路線として 3 路線が運行されていますが、全市域を網羅するに至っていません。バス路線は利用客の減少により、撤退傾向にあります。

広域幹線道路としては、愛知県西部を環状につなぐ国道 155 号が、市の南部を東西に走っています。このほか、県道、市道がありますが、朝夕恒常的に渋滞が発生しているところも見られます。自動車の交通量は、愛岐大橋近辺で最も多く、平日・休日とも 20,000 台以上あります。自動車保有台数は年々増加しており、現在はおおむね 2 人で 1 台を所有していることとなります。



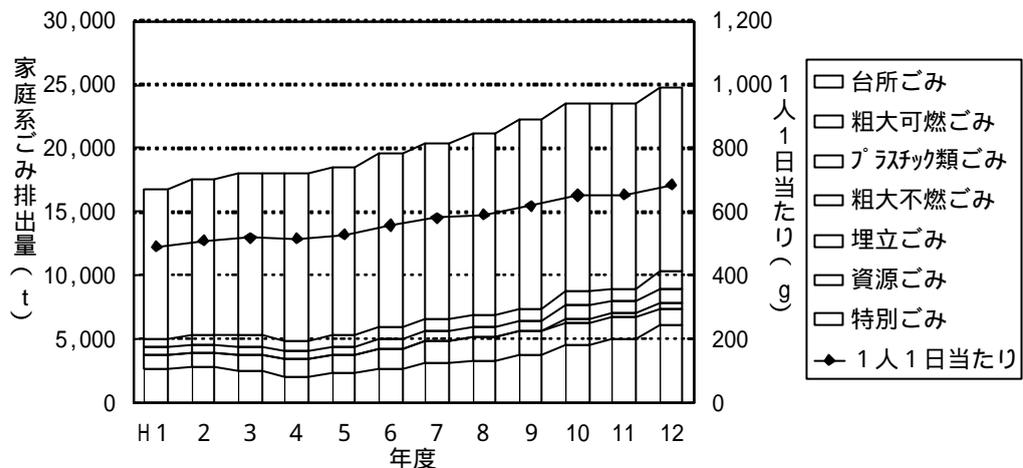
< 地球・広域環境 >

1. 資源・エネルギーの利用

資源化率（ごみの全排出量に占める資源ごみの割合）は、平成4年度にいったん下がりましたが、その後徐々に資源ごみの排出量が増加し、平成12年度の資源化率は約24%に達しています。近年では、紙類の排出量が増え、資源ごみ全体の約半数を占めるようになりました。

また、本市の資源化率は周辺市町や県全体から見ても高くなっています。

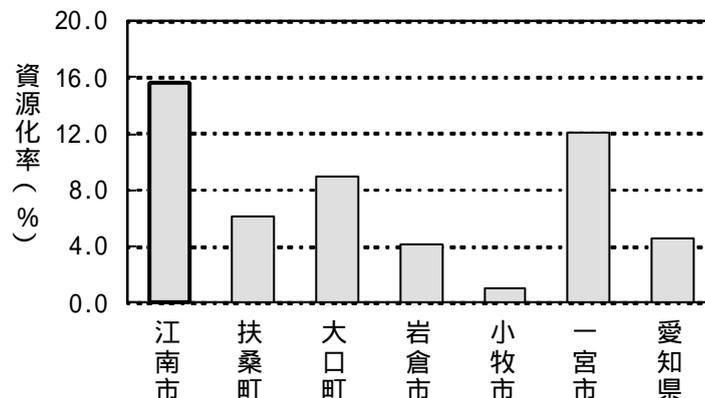
本市では広報を通じたりサイクルバンクや、リサイクルフェアなどを通じて不用品の活用に努め、ごみの減量化を進めています。



注：紙類は、段ボール、新聞紙、雑誌類、牛乳パックの合計を示す。  
 ピン類は、一升ビン、ビールビン、雑ビン、コーラ大ビン、カレットの合計を示す。

資料：「平成13年度 清掃事業概要（平成12年度実績）」（平成13年 江南市）

資源ごみの排出量と資源化率



注：平成10年度の実績、自家処理を除く。

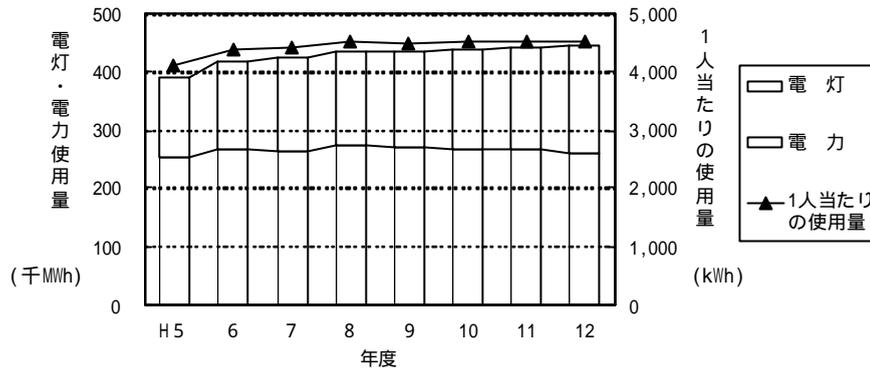
資料：「平成12年度刊 愛知県統計年鑑」（平成12年 愛知県）

資源化率の比較

資料編

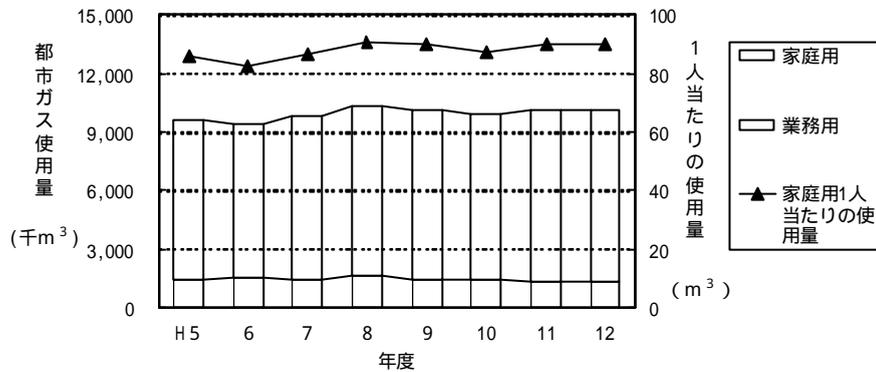
2. 電気・ガス・上水道

電気や都市ガスの使用量は、市全体、1人当たりともに増加傾向にあります。



資料：「こうなんの統計」平成10年版～平成13年版（江南市）

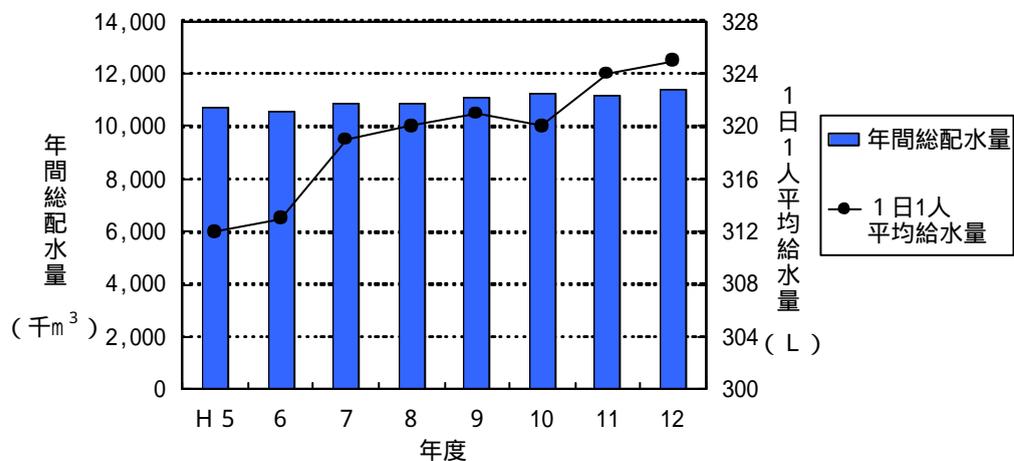
電気使用量の推移



資料：「こうなんの統計」平成10年版～平成13年版（江南市）

都市ガス使用量の推移

上水道は、木曽川から取水した県水と、地下水より取水した自己水を原水としており、総配水量、1日1人平均配水量ともに増加傾向にあります。



資料：「こうなんの統計」平成10年版～平成13年版（江南市）

上水道の実績

### 3. 雨水の地下浸透状況

降雨時に雨水が一気に河川・用排水路に流入する問題に対応するため、市内9箇所に雨水貯留施設を整備するとともに、全ての公共施設に対し、雨水浸透柵や駐車場の透水性舗装を導入しています。さらに、市民・事業者に対しては、「江南市雨水浸透柵設置補助金交付要綱」（平成5年4月1日）により雨水浸透柵の設置を進めており、平成12年度末までで、2,113基が設置されました。

### 4. 有害化学物質

#### 4.1 環境ホルモン

環境ホルモンとよばれ、生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の環境汚染化学物質は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、それが生物生存の基本的条件に関わるものであり、世代を越えた深刻な影響をもたらす恐れがあることから、環境保全上の新たな重要課題となっています。

国は平成10年5月に「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」を取りまとめ、その後新しい知見などを追加・修正した平成12年11月版を公表しました。

具体的な取り組みとして、平成12年度からは、3年計画で40物質以上の優先物質についてリスク評価を実施することとなっており、平成12年度はすでに12物質についてリスク評価を実施しています。また、平成13年3月には国立環境研究所に環境ホルモン総合研究棟が設置され、今後は同施設を拠点とした調査研究が進められていきます。

#### 4.2 ダイオキシン類

「ダイオキシン類特別措置法」（平成11年7月）では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をダイオキシン類として定義しています。ダイオキシン類は、極めて強い毒性があり、また、分解されにくいいため、通常の生活における微量の摂取によっても大きな影響を及ぼすおそれがあります。

「ダイオキシン類特別措置法」では、施策の基本とすべき基準の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、国の削減計画の策定などが定められています。これらの規定に基づき、環境基準や排出基準が定められました。

#### 4.3 フロン類

オゾン層の保護については平成9年に改正された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」に基づいた生産規制を全ての締約国が遵守すれば、オゾン層破壊物質の要因である大気中の塩素濃度は20世紀末にピークに達し、その後は減少すると見込まれています。21世紀初頭にはオゾン層も回復に転じ、南極におけるオゾンホールも21世紀中頃には出現しなくなると予想されています。

資料編

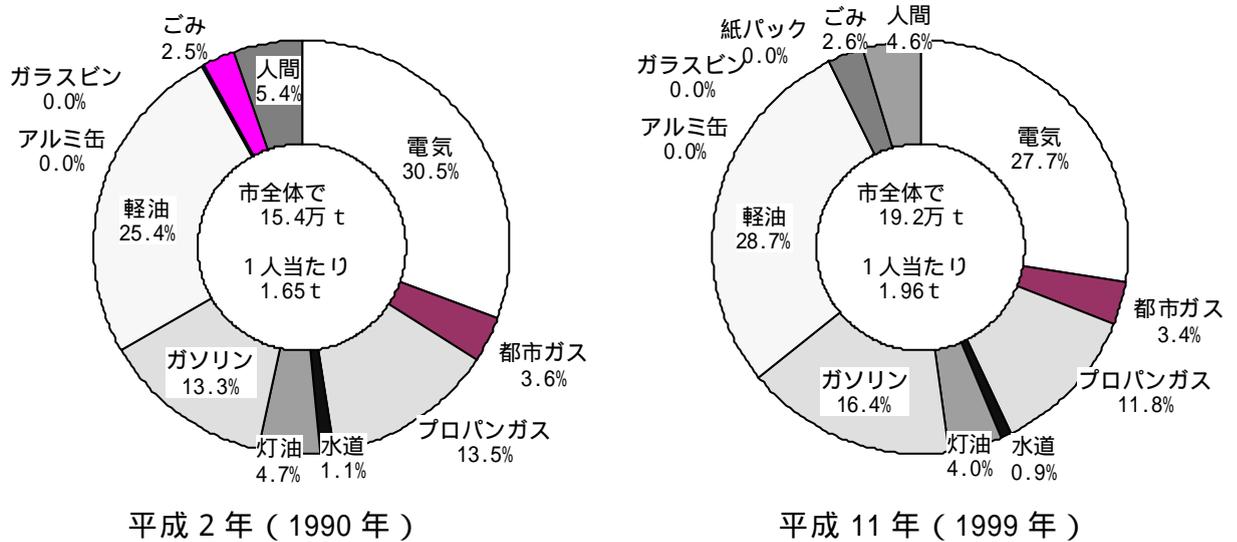
本市では、平成7年9月から家庭用電気冷蔵庫及び家庭用クーラーに使用されているフロンガスの回収を始め、適正処理を行ってきました。平成13年4月1日から家電リサイクル法が施行され、家庭用電気冷蔵庫及び家庭用クーラーの処理は販売店を通じて行われるようになりました。

5. 二酸化炭素の排出量

人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の増加と、森林の減少による二酸化炭素吸収量の減少によって、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、地球規模で気候に影響を及ぼすことが危惧されています。

平成11年度は、市全体で炭素に換算して19.2万tの二酸化炭素を排出しました。市民1人当たりになると、炭素に換算して1.96tになります。本市で二酸化炭素を最も多く排出するのは、自動車の軽油の使用によるもので全体の28.7%を占めます。次いで電気27.7%、ガソリンの16.4%となっています。

京都議定書に基づく我が国の温室効果ガスの削減率は、平成2年(1990年)を基準として6%です。平成2年度(1990年)は、市全体で炭素に換算して約15.4万t、市民1人当たりでは1.65tの二酸化炭素を排出していることから、目標年度2012年には1.55tまで削減する必要があります。



二酸化炭素の排出量(炭素換算)